

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(1～4号機出入管理所周辺の管理対象区域変更等)に係る面談
2. 日時：令和5年4月18日(火) 13:30～16:20
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
正岡企画調査官、塩唐松審査係長、横山係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当3名(テレビ会議システムによる出席)
福島第一原子力発電所 担当6名(テレビ会議システムによる出席)

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から、実施計画の変更認可申請(1～4号機出入管理所周辺の管理対象区域変更等)について、資料に基づき、主に以下の説明があった。

- 免震重要棟他における管理対象区域図の変更について
- 多核種除去設備クロスフローフィルタ(以下「CFF」という。)国産品導入について

○原子力規制庁は説明を受けた内容について事実関係を確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。

(1～4号機出入管理所周辺の管理対象区域変更等)

- まとめ資料には、特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項(以下「講ずべき事項」という。)に定める要求事項に対して、関連する既認可の実施計画の記載内容を示すとともに、今回の申請では具体的にどのような措置を実施することで講ずべき事項に適合させるのかを整理して提示すること。
- 講ずべき事項Ⅰ. 全体工程及びリスク評価の項目に係るまとめ資料の中で、目的と背景が記載されているが、現状と今後の予定を整理して説明すること。
- 変更後も残存するとしている管理対象区域の管理方法及び汚染拡大防止をどのように実施するのか追記すること。その際、残存する管理対象区域内の配管等を点検する際の作業手順・汚染拡大防止策等についても追記すること。
- 汚染のおそれのない管理対象区域を設定する際、運用で確認するとしている線量当量率の管理値の考え方を整理して説明するとともに、汚染のおそれのある管理対象区域から、汚染のおそれのない管理対象区域とする際の他の確認事項も併せて示すこと。
- 建物内の汚染除去に伴い発生する廃棄物が適切に処理されていることを説明すること。

(多核種除去設備クロスフロー国産品導入に伴う変更)

- 従来から使用している海外製品と新たに導入する国産品の CFF エLEMENTの形状が変更となった設計上の理由を示すこと。併せて、形状の変化に伴う除去性能の変化について仕様等の数値を用いて説明するとともに、そのモックアップ試験の結果を示すこと。
- 新たに導入する CFF が使用時の温度及び圧力（差圧）などの環境条件に耐性があることを説明すること。
- 新たに導入する CFF の耐震評価・強度評価などを含め、講ずべき事項への適合性を網羅的に示すこと。
- CFF を廃棄する際の処理・保管・管理方法や、その取替作業を行う作業者の被ばく線量の管理方法等について示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. 資料

- 多核種除去設備クロスフローフィルタ国産品導入に伴う実施計画変更認可申請について
- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項についての適合性について（免震重要棟他における管理対象区域図の変更）
- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項についての適合性について（多核種除去設備クロスフローフィルタ国産品導入）
- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』 該当項目の整理表（案件：免震重要棟他における管理対象区域図の変更について）
- 多核種除去設備等に使用する機器（クロスフローフィルタ）の国産品導入に伴う記載の変更に関連した、措置を講ずべき事項の該当項目の整理

以上